

○環境省告示第二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ(6)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年十月七日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は日本工業規格K〇一〇二四十七・四に定める方法	ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年十二月環衛庁告示第五十九号付表八に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考)	(略)		(備考)	(略)	
付表 (略)			付表 (略)		